

1月	豊川 愛護モニター報告	モニター区間	豊川:左右岸 当古橋～新城橋
			管轄出張所:一宮出張所
実施日	令和3年1月31日	実施区間	海倉橋～東名豊川橋



今回は、好天で暖かく、堤防を歩いて散策しました。上記左は、江島橋上右岸下にある鳥居を堤防を望んで撮った写真です。鳥居の先、30メートルに堤防がある「珍百景」です。川は長い歴史の中で、川筋を大きく変える事が知られています。豊川もこの鳥居の手前にある「わくぐり神社」は1608年に時の代官が洪水を恐れ、川の東側の江島町から今の東上町へ移築したそうです。当時の記録では、豊川の本流はずっと東を流れており、江島は支流と本流に挟まれた「島」だったそうです。今の本流が流れている下流には松原町がありますが、川の流れが変わり町が分断されたようです。古地図や歴史の本を片手に歩くと、面白い発見があります。上記右は、近隣で河川敷の雑木林を伐採整備しているところです。川の流れを管理・維持していくために、必要な工事なのでしょう。



上記右の写真は、河口から19kmにある、東名高速の豊川橋たもとの写真です。高速道路と堤防が並行して走っており、とても美しい曲線の景色を見ることができます。河川敷は、テニスコートやグランドゴルフのコートも設置され、市民のスポーツや憩いの場となっています。付近は田園も広がっており、引き続き、市民が集える地域として整備されることを期待します。

上記右は、河川敷のグランドゴルフ場近隣の河川敷と堤防です。「堤防斜面走行禁止」の看板がありました。河川敷は、車一台が通れる道が作られて、ウネウネと続いています。四駆の車やオフロード二輪の走行用と思われます。法律上、堤防のり面の走行は規制できても、河川敷の車の走行規制は難しいのでしょうか。安全や環境の側面と、利用者のマナーなど、多面的な検討が必要と思われます。河川敷は、「みんなの財産」との思いを大切に、考えていかねばと思いました。けれど、堤防のり面を四駆で走るのは常識外れですね。